

# 工事契約書

1 工事名 \_\_\_\_\_

2 工事場所 \_\_\_\_\_

3 工事期間 着手 \_\_\_\_\_ 年 月 日

完成 \_\_\_\_\_ 年 月 日

4 工事請負代金 (消費税含む) \_\_\_\_\_

5 支払方法 \_\_\_\_\_

収入  
印紙

上記工事請負契約の証として2通作成し記名捺印の上各自1通を保有する。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(甲) 注文者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(乙) 請負者

一級建築設計事務所・総合建設業 栃木県建設業協会 建設業者許可( ) 1 般第2656号

西 株式会社 **イケダ工務店**

代表取締役 池田 秀 範

本社・工場 宇都宮市上横倉町 309 TEL (028)665-3088(代)  
設計部 宇都宮市上横倉町 309 FAX (028)665-3006  
土木部 宇都宮市上横倉町 309  
工場 宇都宮市高松町 998-1 TEL (028)674-4666(代)  
FAX (028)674-4667

次の条項により請負契約を締結します。

- 第 1 条 甲及び乙は互に協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行すること。
- 第 2 条 乙は、別冊図面及び仕様書に基づき、頭書の請負代金をもって、上記の工事期間内に工事を完成しなければならない。
- 第 3 条 この契約によって生ずる権利又は義務は、第三者に譲渡又は承継させてはならない。但し相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 第 4 条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。但し予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 第 5 条 工事の進捗が図面又は仕様書に適合しない場合において甲がその改造を請求したときは、乙はこれに従わなければならない。乙はこの請負代金を増し、又は工期を延長することは出来ない。
- 第 6 条 乙は工事に支障を及ぼす天候の不良、その他乙の責に帰することの出来ない事由または正当の事由により工事期間内に工事を完了することが出来ないときは、甲に対して遅滞なくその理由書を付して工事期間の延長を求めることが出来る。但しこの延長日数は甲、乙協議して決める。
- 第 7 条 工事期間内に物価、賃金の変動により請負代金が著しく不相当であると認めるときは甲、乙の協議の上請負代金又は工事の内容を変更することが出来る。
- 第 8 条 甲が必要ある場合には工事内容を変更し、又は工事を一時中止、もしくはこれを打切ることが出来る。この場合において、請負代金又は、工期を変更する必要があるときは甲、乙協議して書面にてこれを定めるものとする。前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲、乙協議してこれを定める。
- 第 9 条 工事目的物の引渡し前に工事目的物または工事材料について生じた損害その他工事施工に関して生じた損害は乙の負担とする。但し甲の責に帰する事由による場合の損害についてはこの限りでない。
- 第 10 条 天災その他不可抗力によって工事の出来形部分または工事現場に搬入した工事材料に関して損害を生じたときは、乙は事実発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。前項の損害の発生について、乙が善良なる管理者の注意をしたと認められるときは、その損害額が請負代金の十分の一を超えるものについて、その超過額を甲が負担する。火災保険金その他損害を担保するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とし、これらの損害額の算定は甲、乙協議して定めるものとする。
- 第 11 条 甲は工事が完了し、請負代金を全額支払わなければ、これを使用することは出来ない。但し乙の同意を得た場合はこの限りでない。
- 第 12 条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて、甲、乙協議の上定めることとする。

以上契約の証として本書2通をつくり当時者記名捺印の上各自1通を保有する。

備考

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_